

第25回高知県公立大学法人評価委員会 議事要旨

平成29年8月30日(水) 13:25~15:00

場所：高知会館 2階天平

出席者

評価委員：宮田速雄(委員長) 森下勝彦 寺田覚 木村靖二
濱中俊一

県：井澤私学・大学支援課長 行宗課長補佐 石田チーフ 島田

- 委員長 高知県公立大学法人の第1期中期目標期間業務実績報告書について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 第1期中期目標期間業務実績報告書につき、前回の評価委員会における一部のご指摘について、大学法人で検討した結果、資料1のとおり報告書の一部を修正し再提出された。
- 委員長 前回、異論があった点であるが、他にも1年目がS評価、その後の5年間はAという評価における総合評価がSという箇所もあったが。
- K委員 評価を変えるというよりも、客観的に説明できているものなのか、納得できるものであるかが重要である。
- 委員長 続いて、高知県公立大学法人の平成28年度業務実績評価書案について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 . . . 説明 . . .
- H委員 「3 組織、業務運営等に係る改善事項等」についての評価は、年度計画を達成しているため、現在の「特に改善勧告を要する事項はない」でも良いが、PDCAを回す意味で、より高い評価5を目指すことを期待するというような評価はどうか。
- 委員長 単年度の業務実績評価で5という評価はあり得るのか。
- K委員 基準をどこに定めるのかということにもなるが、単年度で5(中期計画の目標の達成に向け特筆すべき進捗状況である)という評価は難しい。この評価になるとすれば、それは計画の難易度の問題と考えられる。計画の目標が低すぎるということになる。
- H委員 これでもいいが、今後改善を図っていくという姿勢は必要では。
- 事務局 実際に、大学で取り組を行ったが、その成果が客観的に表記されておらず、PDCAになっていない。来年度以降、特にこの点を意識した評価

となるよう大学に取り組んでもらう。

委員長 高知県公立大学法人の平成28年度業務実績評価書については、原案のとおり決定してよいか。

他委員 異議なし。

委員長 高知県公立大学法人の平成28年度実績評価書については、この内容で知事に報告することとする。

委員長 次に、高知県公立大学法人の第1期中期目標期間業務実績評価書案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 . . . 説明 . . .

K委員 第1期中期目標期間業務実績評価書案についての意見は、どこまでやると評価5になるのかという基準と、新しいことではなく目立たないが高い水準を維持し続けることも評価5であるということを示したものである。高知工科大学は、高い就職率の維持や国際交流に対する成果を評価する場合、地方大学であることも踏まえると、かなりの努力を要している。地方でこれだけの水準を保っていることは、評価5に値する。

委員長 他に意見がなければ、高知県公立大学法人の第1期中期目標期間業務実績評価書につき、原案のとおり決定してよいか。

他委員 異議なし。

委員長 高知県公立大学法人の第1期中期目標期間業務実績評価書については、この内容で知事に報告することとする。

委員長 次に、高知県が設立した公立大学法人の利益処分について説明をお願いします。

事務局 . . . 説明 . . .

T委員 最終的には、評価は4の中期目標を達成しており、経営努力によるものであるという認識で良いが、専門的な視点から、資料6のセグメント別をみると、高知工科大学は1800万円のマイナスとなるのかが理解しづらい。この点について説明を求めたい。

事務局 この件については、事務局において高知県公立大学法人に確認する。

委員長 本件については、事務局から高知県公立大学法人に確認をとるということで、財務諸表と剰余金の使途についての承認については、異存はないということによいか。

他委員 異議なし。

委員長 それでは、異存はないということで、知事に報告する。

委員長 次に、年度及び中期目標期間評価実施要領の改正につき審議する。事務局から説明をお願いします。

事務局 . . . 説明 . . .

委員長 今回、4段階評価を5段階評価に改正することで、今後は、B評価（計画をおおむね実施している）が増えるのか。

事務局 そうなるのではと期待している。無理をしてA評価（計画を十分に実施している）にする必要はなくB評価で十分である。

K委員 文部科学省、国立大学も5段階評価である。B評価を入れることによって、他大学の取り組みと比較し、客観的に自大学はどうかを理解することが重要である。大学全体がどういう動きをしているのか、その中で、自大学の位置づけはどうか。公立大学は、国立・私立大学に比べその点が弱い。
また、一法人となったが、高知県立大学、高知工科大学とダブルスタンダードが残っている。これをシングルスタンダードにしていくことが必要である。そのためにも5段階評価への改正が望ましい。

委員長 年度及び中期目標期間評価実施要領の改正につき、特に異存なしということによいか。

他委員 異議なし。

委員長 最後に、地方独立行政法人法の改正について事務局から説明をお願いします。

事務局 . . . 説明 . . .

委員長 法改正がなされた背景はどのようなものか。

事務局 どこかの公立大学法人で、この改正が必要となるような事案があったと聞いている。この改正で、監事の任期が2年から4年に変更となった

ことから、法人全体の管理を厳しくし、法人自らが、しっかりと運営し説明責任を果たしていくという趣旨があるのではないかと考えている。非常に現実的に管理しようとしているのでは。

T 委員 地方独立行政法人法の改正を見ながら資料8 評価実施要領をみると、評価委員による業務の実績について調査分析を行うとあるが、どこまでやるのか。

事務局 どこまでというのではなく、大学が、自己評価を客観的に説明できるのかどうかということである。

委員長 実質的に評価した評価委員会の意見を大学にフィードバックして、大学に考えてもらうことが重要である。

K 委員 まずは、中期目標を具体的に定め、エビデンスを作成できるようにすることが大事になる。話は変わるが、78条の2については、このとおりに評価を実施するのか。

事務局 法で定められていることであり、このとおりに実施していく。

K 委員 国立大学は、すでにこの時期で評価を行っている。6年間の中期計画のうち4年目を重視して、その評価を次の中期計画の予算に反映していく。中期計画最終年である6年目は、確認を行っている。したがって、4年目の評価結果が重要となる。このような評価を行っていく体制はどうなるのか、次の中期計画に反映させるのか。

事務局 公立大学法人の予算は、現に、2年前の実績を基に試算している。

委員長 他に質問がなければ、地方独立行政法人法の改正については、報告事項であり、本日の会は、これを持って終了する。(了)